

## 九州若手数学賞賛同者の会規定

### ( 総 則 )

第1条 本会は、九州若手数学賞賛同者の会と称する。

第2条 本会は事務所を、福岡市西区元岡 744 番地 九州大学大学院数理学研究院内におく。

### ( 目的及び事業 )

第3条 本会は、次の事を目的とする。

1. 九州における若手研究者の数学研究促進、交流、活性化をはかるため、九州の研究機関に所属し数学分野で研究活動を行っている研究者のうち、日本数学会九州支部会において優秀な講演を行った大学院生等の若手数学者に九州若手数学賞の表彰を行う。
2. 九州若手数学賞、又はそれと趣旨を同じくする賞を、日本数学会九州支部会内に制定する。

第4条 本会は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

1. 九州若手数学賞選考、ならびに表彰
2. その他、目的を達成するために必要な事業。

### ( 会員 )

第5条 本会会員は、九州の研究機関に教員として所属し、数学分野で教育・研究活動を行う者で、本会の目的に賛同する者とする。

第6条 会員になろうとするものは、入会申込書に氏名、所属研究機関ならびに部局の名称、住所、職種、連絡先、主として研究・教育を行っている数学分野の名称を書いて本会に提出し、代表者会の承認を受けなければならない。

第7条 会員は、退会、死亡、除名によりその資格を喪失する。

第8条 会員で退会しようとするものは本会に届け出なければならない。

第9条 会員がこの本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたとき、会長は代表者会の決議をへてその会員を除名する事が出来る。

(会長、副会長、代表者)

第10条 本会は、代表者6名を置く。

第11条 代表者6名は総会で選任し、会長ならびに副会長は代表者の中から総会で選任する。

第12条 会長は、総会・代表者会の召集、司会および会務を総理し、本会を代表する。

第13条 副会長は、会長に事故があるときは会長の任務を代行する。

第14条 代表者の任期は1年とし、再任は妨げない。

(会議)

第15条 代表者会は、代表者によって構成される。

第16条 会長は、必要に応じて代表者会を招集する。

第17条 代表者会は次の事項については総会に諮問しなければならない。

1. 本規約の変更に関する事項。
2. 九州若手数学賞受賞規定の変更に関する事項。
3. 本規定第8条による会員の除名に関する事項。

第18条 総会は会長が必要と認めたときこれを招集するほか、会員総数の5分の1以上から会議に付議すべき事項および理由を記載した書面を提出して総会の招集を請求されたときは遅滞なく総会を招集しなければならない。

第19条 総会とその決議は、郵送等による会員への議題の送付と会員からの回答によりこれにかえる事ができる。

(選考委員会)

第20条 代表者会は、九州若手数学賞選考委員会を兼ねる。

第21条 九州若手数学賞選考委員会は、代表者のほかに選考委員会が必要と認める委員若干名を加える事ができる。

(その他)

第 2 2 条 本会は、本規定第 4 条第 2 項の目的が達成された時点で総会の決議を持ってこれを解散する。

第 2 3 条 本規定は平成 2 4 年 3 月 2 8 日より実施する。